

町田市熱回収施設等(仮称)本入札説明書等に関する確認事項への回答

※回答書に記載されている「別紙資料」については、入札参加者に貸与します。

番号	資料名	頁数	行数	項目	意見・質問	回答
1	全般				前回の実施方針に対する意見・質問等への回答内容については、今回も適用されるものと認識でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。ただし、本回答が優先されます。なお、事業者にて再確認しておきたい事項があれば、入札参加者ヒアリングの確認事項として提示ください。
2	全般				ヒアリング実施前に再度、現地見学の機会を設けていただけませんかでしょうか。	7月に予定しております入札参加者ヒアリング実施前に現地見学を行うことは可能です。実施日時、参加者名、見学希望場所を申し出てください。
3	入札説明書	12	31	9入札参加者ヒアリング	ヒアリング会場への入室人数に制限はございますか。	ヒアリング会場の都合上、15名を上限とします。なお、ヒアリング日時の通知とともに実施手順を送付します。
4	入札説明書	13	29	11入札方法_(1)入札方法_ウ	グループ名は入札参加者にて任意に設定するとの理解でよろしいでしょうか。	ご希望のグループ名を申請願います。(様式指定なし)申請内容を確認し、改めて入札参加者にグループ名を通知致します。
5	入札説明書	14	4	11入札方法_(1)入札方法_ク	「代理人(入札参加者により完成された入札書を伝達する使者は含まない)に入札させるときは、その委任状を作成し、」とありますが、使者には応募者の連絡先(様式4-2)にて提出をした担当者は含まれるという理解でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
6	入札説明書	14	5	11入札方法_(1)入札方法_ク	委任状が必要となる場合について、ご指定の様式はございますか。	委任状の様式は任意ですが、様式5を転用してください。
7	入札説明書	17	22	15開札_(3)その他	「入札参加者の代表企業又はその代理人は開札に立ち会わなければならない。」とありますが、開札への立ち会いは代表企業に属する者、または構成企業、協力企業に属する者が行うとの理解でよろしいでしょうか。	入札参加者の代表企業に属する者は必ず1名以上立ち会うこととし、その他構成企業・協力企業に属する者については任意とします。立ち会う人数は合計で5名までとします。
8	入札説明書	20	1	17入札の無効_(2)	入札の無効について、「委任状を持参しない代理人のした入札」が挙げられていますが、入札説明書14頁に記載されている「入札書を伝達する使者」が入札書を提出する場合、委任状は必要ないとの理解でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
9	入札説明書	20	19	19特別目的会社の設立等	「落札者は…、町田市内に本店(本社)を置くこと。」とありますが、実施方針に対する意見・質問等への回答No.7にて既にご回答を頂いております通り、本店を運営業務の範囲内において、熱回収施設等の施設内に設けることをお認め頂けると理解してよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
10	入札説明書	26	1	別紙3 市と民間業者の業務範囲(全般)	敷地内インフラ整備(蒸気管)、受電引込ケーブルの位置変更(敷設替え)、市職員の仮設管理棟設置・移転は、予め貴市にて実施されることになっております。貴市が切り直し等を実施されないインフラで、管理棟ほか解体工事及び造成工事の着手前に切り直しまたは保存措置が必要なものがあれば、ご教示下さい。	現時点では、給水管及びプール排水管の保存措置及び切り直しを想定しております。(【別紙1-1:プール配管図】を参照ください)なお、設計業務段階等において切り直し及び保存措置等が必要な事項が発生した場合には、事業者と協議とします。既存樹木の移植については、【別紙1-2:既存樹木(大径木)移植作業に係る仕様】を参照するものとし、移植先等については今後の協議とします。
11	入札説明書	28	7	別紙3 市と民間事業者の業務範囲 料金徴収	入札説明書 別紙3でいう「料金徴収」とは、実施方針に対する意見・質問等への回答No.15にて既にご回答を頂いております通り、窓口での直接的な料金徴収業務のみと理解してよろしいでしょうか。また、要求水準書に当該業務の記載はありませんが、事業者の業務範囲と理解してよろしいでしょうか。	料金徴収業務とは、市民等が搬入する粗大ごみ等の計量及び現金徴収と、徴収した手数料を市に収納(納付)する事務です。料金徴収・収納(納付)が事業者の業務範囲となります。
12	入札説明書	28	15	別紙3 市と民間事業者の業務範囲 事業系ごみの展開検査への協力	「事業系ごみの展開検査への協力」とありますが、実施方針に対する意見・質問等への回答No.16にて既にご回答を頂いております通り、事業系ごみの展開検査を実施する主体は貴市であり、事業者は貴市の指示のもと補助作業を行うものと理解してよろしいでしょうか。	展開検査、搬入指導は、市が主体となって立ち会い、実施します。検査に伴う補助作業等を事業者の業務範囲としています。
13	要求水準書	3	21	4. (2)残さ等運搬業務 (3)場外搬出後の残さ等処理業務	「(2)残さ等運搬業務」における「破碎不適物選別非鉄金属類」と「(3)場外搬出後の残さ等処理業務」における「破碎不適金属類、選別非鉄金属類」とは、同義と理解してよろしいでしょうか。仮に、両者がそれぞれ別ものを指す場合、具体的な品目をご教示下さい。	(2)における「破碎不適物選別非鉄金属類」とは、モーターやトランス等の破碎に適さない堅い金属類、有価物等があります。(3)における「破碎不適金属類、選別非鉄金属類」とは、磁選機では回収できず手選別等で抽出したフライパンや鍋等のアルミやステンレス、ガラス・陶磁器・スプリング等があります。
14	要求水準書	4	2	1.地形 2.地盤及び土質	地形や、地盤及び土質について、事業者が追加調査を行った結果、貴市の要求水準書及び別添資料から想定困難な差異が判明し、それが費用や工期に影響を及ぼすものである場合は、ご協議いただけると考えてよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
15	要求水準書	5	31	表1-1 ユーティリティ条件 ガス	敷地北西側に現在未使用の中圧ガスの引込がありますが、今回建設予定の工場棟からは距離が遠いため、南側道路からの引込みも可と考えてよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。ただし、事業者決定後、設計業務段階で関係機関と協議の上、最終決定するものとします。
16	要求水準書	6	1	表1-1 ユーティリティ条件 雨水 及び 環境影響評価書案 P386	「有効利用できない雨水は貯留施設又は浸透施設を新設し」とありますが、本項に関し、環境影響評価書案(平成28年2月)の386頁に雨水流出抑制施設配置図があります。この図の中で敷地東角に破線の浸透トレンチと実線の雨水浸透貯留槽の2種類の記述があります。この破線で囲われた形状の浸透トレンチとは浸透貯留槽とどのような違いがあり、どのようなものを想定されていますでしょうか。	浸透トレンチについては【別紙2:浸透トレンチ標準構造図】をご参照ください。雨水浸透貯留槽は通常の雨水流出抑制槽となります。ただし、事業者決定後、設計業務段階で関係機関と協議の上、最終決定するものとします。
17	要求水準書	6	33	6.提供資料 ⑥	仮設蒸気配管の切替について、現地ヒアリング時に既存花の家の駐車場部分に蒸気配管用のピットを新設し、既設プール用蒸気配管と切替を行うとお聞きしましたが、ピットの埋設レベルや蒸気配管のルート及び埋設レベルがわかる資料を開示願います。また、新設の切替計画も同様に、仮設用切替ピットで切替えられるものとした場合、切替バルブ等の設置は、仮設時に対応いただけるものと考えてよろしいでしょうか。	要求水準書別添I-10 既存埋設管等位置図及び【別紙3:蒸気管理図、ピット詳細図(別添I-10追加)】をご参照ください。また、仮設時には切替バルブ等の設置の予定はありません。

町田市熱回収施設等(仮称)本入札説明書等に関する確認事項への回答

番号	資料名	頁数	行数	項目	意見・質問	回答
18	要求水準書	9	23	2. 処理対象物条件 (全般)	「粗大ごみ：市が収集する、または、市民から持ち込まれる粗大ごみとする。」とありますが、「家庭系燃やせるごみ」、「燃やせないごみ」については、市民から持ち込まれるとの記載はありません。 「家庭系燃やせるごみ」、「燃やせないごみ」については、基本的には市民の直接搬入はないものと理解してよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。原則として、受け入れないとご理解ください。
19	要求水準書	9	33	2.1. (5) 脱水汚泥	脱水汚泥とは、熱回収施設等内で発生する脱水汚泥と理解してよろしいでしょうか。	主に熱回収施設等及び最終処分場の排水浄化センターから発生する脱水汚泥となります。また、熱回収施設等外で発生する脱水汚泥も含まれます。
20	要求水準書	12	5	表-1-4 場内車両	「市民持込ごみ搬入車、約220台/日」とありますが、適正な人員配置等を検討する為に、1日当たりの最大搬入台数・平均搬入台数(平日と土曜日別)及び、各月の搬入台数をご教示下さい。	搬入台数については【別紙4:搬入台数一覧】をご参照ください。
21	要求水準書	14	18	表1-8 飛灰処理物搬入基準	「表1-8 飛灰処理物搬入基準」とありますが、「主灰及び飛灰に対する搬入基準」を指すものと考えてよろしいでしょうか。	「表1-8 飛灰処理物搬入基準」を「表-1-8 焼却残さ等溶出基準」と読み替えるものとします。
22	要求水準書	14	18	表1-8 飛灰処理物搬入基準	水分含有量は、湿基準で50%以下との解釈でよろしいでしょうか。なお、湿基準50%の水分含有量とは、灰分50%、水分50%の合計100%ということを示します。	水分含有率は50%以下としていますが、エコセメント化施設の処理に影響を及ぼすため、また、運搬効率から概ね20%以下にしてください。
23	要求水準書	14	24	8.2 (2) 熱回収施設(焼却施設)の焼却残さが受入中止の際の措置	実施方針に対する意見・質問等への回答No.34にて既にご回答を頂いております通り、受入ごみ質に起因する主灰搬出装置のふり等で選別された150mm以上の資源化不適物の処理運搬は、貴市所掌と理解してよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。ただし、事業者が「受入ごみ質に起因する」ことを明らかにした場合とします。
24	要求水準書	14	24	8.2 (2) 熱回収施設(焼却施設)の焼却残さが受入中止の際の措置	「エコセメント化施設での…他の施設で処理すること。」とありますが、帰責事由が事業者にある場合を除き、実施方針に対する意見・質問等への回答No.35にて既にご回答を頂いております通り、運搬及び処理は貴市所掌と理解してよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
25	要求水準書	16	24	8.5. 騒音基準	機側1mで90dB未満とありますが、低圧蒸気復水器など機器によっては対応できないものもあります。90dB以上となる機器については、防音カバーの設置、専用室に収納する等、作業環境の保全に努め、敷地境界線以上の騒音基準値を遵守するものと考えてよろしいでしょうか。	原則として、機側1mで90dB未満とします。やむを得ない機器については、敷地境界における騒音基準値を遵守することを前提に許容するものとします。ただし、騒音発生源となる機器・設備は、民家側や職員居室に隣接して配置しないなど、十分に配慮願います。
26	要求水準書	22	2	1.1. 全体計画_(11)	寒冷地対策に関し、実施方針に対する質問回答No.77にて「「官庁施設の積雪・寒冷地設計基準(東北地方整備局管轄部)」や「東北地方多雪・寒冷地設備設計要領(国土交通省)」等に基づき」とあります。関東地方南部では東北地方ほどの特別な雪・寒冷地対策を行うことは通常ありませんので、屋外配管等の凍結対策に準用すると理解して宜しいでしょうか。	ご理解のとおりです。「住宅の次世代省エネルギー基準と指針」における寒冷地、準寒冷地の定義には該当しませんが、2014年の大雪等、突発的な雪害や気温低下が発生する可能性は十分にあり、完全な寒冷地仕様とする必要はありませんが、施設の安定稼働に必要な設備等については十分な対策を施すものとします。
27	要求水準書	26	8	1.2. 性能保証事項	3施設で重複する項目(騒音や振動、悪臭など)については、試験方法に関して受注後に協議するものと考えてよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
28	要求水準書	27	12	表-2-1 性能保証事項と試験方法 性能保証事項_排ガス	ばいじん、硫酸化物、窒素酸化物、塩化水素、ダイオキシン類、水銀、一酸化炭素の測定箇所について、「集じん装置(または触媒反応装置)入口、出口、煙突において市の指定する箇所」とあります。例えばばいじんの集じん装置出口と煙突など、測定項目によって、濃度が変わらない箇所については、兼用させていただいてよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。ただし、試験方法についてはJIS規格等を遵守するものとし、濃度が変わらないことが他実績等で証明できた場合のみ兼用することを許容します。なお、保証値は、流量測定も含めて全項目同じ場所(煙突)で測定するものとします。
29	要求水準書	29	31	表-2-1 性能保証事項と試験方法 用役(電力、燃料、水、薬剤等)	性能保証値として、「実施設計図書に記載した使用量(電気及び燃料については実施設計図書に記載した使用量の120%以内)」、とあります。電力、燃料以外の水、薬剤等についても同様に実施設計に記載した使用量に対する許容範囲があるものと考えてよろしいでしょうか。なお、許容範囲の設定、判定方法等の詳細については実施設計時に協議させていただきたいと考えております。	ご理解のとおりです。許容範囲の設定、判定方法等の詳細については、事業者決定後、設計業務段階で協議し、性能試験時に確認することとします。
30	要求水準書	29	43	表-2-1 性能保証事項と試験方法 炉室内温度	外気温度33℃に対し室内温度40℃以下(温度差7℃)の設計とすると、換気設備が過大となり、消費電力も非常に大きくなります。炉室は、外気温度と室内温度の差を10℃、局部温度の差を15℃程度とすることが一般的です。売電収入を多くするためにも設定条件を見直していただけないでしょうか。	炉室内温度は外気温度33℃+10℃=43℃、炉室内局部温度33℃+15℃=48℃に見直します。ただし、今回の見直しに伴い、運転時に運転員等における事故等が発生しないことを前提とし、許容するものとします。
31	要求水準書	31	4	表-2-2 性能保証事項と試験方法(バイオガス化施設) 施設処理能力	バイオガス化施設の施設処理能力として、「本要求水準書に示すごみ質の範囲において、5時間稼働で定格の処理能力が確保できること。」とありますが、5時間稼働で、50[t/日]×5/24[h/日]=10.4[t/5h]の処理能力を確認するとの理解でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。ただし、事業者決定後、設計業務及び建設業務段階において、性能試験要領書に関する協議を行い、最終決定するものとします。
32	要求水準書	44	15	(3) 駐車場・駐輪場	来場者用駐車場に含まれる大型車用駐車区画3台の大型車とは、どの程度の車両を想定する必要がありますでしょうか。	施設見学で使用する最大定員60人乗りの大型バスを想定しています。
33	要求水準書	44	17	(3) 駐車場・駐輪場	「障がい者用駐車区画および思いやり駐車区画を各々2台程度確保する」とありますが、合計4台を来場者用駐車場に計画することでしょうか、また、この台数は指定された各50台の中に含まれると考えてよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
34	要求水準書	45	30	(2) ランドスケープ	「東京都における自然の保護と回復に関する条例」において、丘陵地における適正開発のための指導指針の対象地域に該当する場合の緑地面積は20%以上です。環境影響評価書(案)では、緑地に算入できない草地等を含めた緑被率は49.55%、緑地面積(残留緑地と植栽緑地の和)は約36%としています。この場合、別添II-1でご計画されている既存工場棟跡広場の大部分を高木のある緑地にする必要があります。条例による必要緑地面積20%以上は遵守することとし、これ以上の緑地面積の確保については、事業者による提案と考えてよろしいでしょうか。	基本的には【別紙5:緑化計画図】としますが、詳細については事業者決定後、設計業務段階で関係機関と協議の上、最終決定するものとします。

町田市熱回収施設等(仮称)本入札説明書等に関する確認事項への回答

番号	資料名	頁数	行数	項目	意見・質問	回答
35	要求水準書	46	28	①既存樹木の伐採等	既存樹木について、関係部署と協議し、「移植可能なものについては、市が指示する場所に移植を行うこと」とあります。具体的な樹種、本数及び移植先が不明な場合、費用の想定が困難です。樹種、本数及び移植先について、貴市の想定をご教示下さい。	基本的には【別紙1-2:既存樹木(大径木)移植作業に係る仕様】及び【別紙5:緑化計画図】としますが、詳細については事業者決定後、設計業務段階で関係機関と協議の上、最終決定するものとします。
36	要求水準書	49	1	(3) 新管理棟の建築工事等	新管理棟諸室の面積は、利用人数の目安および設計指針を満足することを前提に、事業者による【提案】とさせていただきますでしょうか。	原則として、要求水準書を遵守することを前提としますが、詳細については、事業者決定後、設計業務段階で協議するものとします。
37	要求水準書	51	38	表-2-4 新管理棟諸室一覧 設計指針	事務室について「1人当たりの執務スペースを8㎡とする」とあります。トイレ、会議室、倉庫等の共用エリアを含まない事務室(執務スペース)は、総務省の庁舎標準面積算定基準によると1人あたり6~7㎡程度になります。基準以上の設計は過剰設計と判断される恐れもあり、この基準に沿って計画させていただきますでしょうか。	原則として、要求水準書を遵守することを前提としますが、詳細については、事業者決定後、設計業務段階で協議するものとします。
38	要求水準書	61	36	1.2. プラント設備計画 (1) 設備概要	「灰コンベヤは切り替えにより共用が可能とする」とありますが、以下の対策を講じることで各炉毎に1系列とさせていただきますでしょうか。実績上は各炉系としている施設も多く、運用上の問題はありますか。 【対策】 ①コンベヤ速度を遅くすることで、異物の噛み込みによるコンベヤトラブルを回避。 ②正転、逆転の機能を設けることで、万一噛み込みが発生した場合でも異物を排出し、運転を継続できるようにする。 ③定期点検時にチェーンフライトの摩耗・劣化具合を確認し、必要に応じて部品を交換することで、施設稼働中にコンベヤが損傷し停止するリスクを回避。	「灰コンベヤは切り替えにより共用が可能とする」の前段に「原則として、」を追加して読み替えるものとしますが、質問内【対策】に記載の事項に加え安全性・効率性・メンテナンス性等を考慮しその他の最適な提案があった場合は、事業者決定後、設計業務段階で協議をした上で最終決定とします。なお、対策として挙げている、コンベヤ速度を遅くしてトラブルを回避する方法については、焼却能力及び搬送能力の低下につながるよう留意してください。
39	要求水準書	62	32	1.2. プラント設備計画 (2) 受入供給設備 ①ごみ計量機	「既存施設における計量機カードが継続利用できるものを前提とする」「既存システムの改造を行う事なく整合が図られるものとし」とありますが、既存施設及びリレーセンターのみならず、剪定枝資源化センターのごみ計量機及びシステムに関する資料をご開示いただけませんかでしょうか。	既存システムについては【別紙6:既設計量システム】をご参照ください。
40	要求水準書	63	17	1.2. プラント設備計画 (2) 受入供給設備 ②プラットホーム	床仕上げの強化コンクリートとは、車両による摩耗を防止する表面仕上げと理解してよろしいでしょうか。	表面硬化剤および耐水性、耐衝撃性、耐摩耗性のある塗装等の仕上げを想定しております。詳細は事業者による提案とします。
41	要求水準書	63	36	1.2. プラント設備計画 (2) 受入供給設備 ③プラットホーム出入口扉	出入りの際にも密閉を保つ出入口扉とは、扉解放時の臭気漏洩防止対策をとることと理解してよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。エアカーテン及び負圧による臭気漏洩防止等を想定していますが、プラットホームの出入口扉の開閉が早く、外部に臭気が漏洩する可能性が低いことが前提となります。
42	要求水準書	68	16	1.2. プラント設備計画 (4) 燃焼ガス冷却設備 ②必要な付属機器等での留意事項	「薬品は原則、タンクローリー車による搬入」とありますが、コンテナパックによる搬入など、使用量に応じて合理的な方法も選択可能と考えてよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
43	要求水準書	70	32	1.2. プラント設備計画 (6) 余熱利用設備 ③敷地外既存施設への余熱供給	熱回収施設(焼却施設)の休炉中は、町田市立室内プールへの蒸気供給も停止するものと考えてよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。ただし、ここでいう停止とは共通系定期点検及び年末年始等の市が承認した停止のことをいい、施設故障等による突発的停止については固定費用の減額対象に含むものとします。なお原則として、町田市立室内プールへの蒸気供給の影響を最小限に抑えた休炉計画とするものとします。
44	要求水準書	71	34	1.2. プラント設備計画 (7) 通風設備 ③風道・煙道	実施方針に対する質問回答No.46にてご回答ありましたように、硫酸露点腐食の恐れのない風道については、SS400の採用も可との理解でよろしいでしょうか。	風道の材質については、原則として、要求水準書を遵守するものとします。
45	要求水準書	71	34	1.2. プラント設備計画 (7) 通風設備 ③風道・煙道	煙道について、低温となり露点腐食の恐れのある管台はSUS製、露点腐食の恐れのない煙道本体についてはSS400とするなど、材質については実績やLCCを考慮し、事業者の提案とさせていただきますでしょうか。	煙道の材質については、原則として、要求水準書を遵守するものとします。
46	要求水準書	72	35	1.2. プラント設備計画 (8) 灰出し設備 ③主灰搬出装置	焼却灰の「純度(鉄類等の除去率)95%以上」との記載がありますが、これは鉄類等を除く主灰の量が重量比(乾ベース)で95%以上という理解でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。ただし、基準を遵守していることを確認する方法については、事業者決定後、設計業務段階で協議するものとします。
47	要求水準書	74	21	1.2. プラント設備計画 (8) 灰出し設備 ⑦金属類貯留設備	「最低でも、鉄・アルミを別に貯留するものとする。」とありますが、選別後の焼却灰の純度95%以上を確保することを前提に、選別する金属については事業者提案とさせていただきますでしょうか。	ご理解のとおりです。ただし、詳細については、事業者決定後、設計業務段階で協議し、最終決定するものとします。
48	要求水準書	89	5	4.4. 計装制御設備	排ガスデータの表示盤は、2基とも本事業計画敷地内に設置するものと考えてよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
49	要求水準書	92	32	1.1. 計画概要 (3) 工事内容・範囲 ②町田リサイクル文化センター工場棟解体工事	既存モニュメント・彫刻等保存・保管及び移設等が必要な物について詳細(重量・大きさ等分かる資料又は写真)、数量等をご提示願います。	既存モニュメントについては【別紙7:既存モニュメント一覧】をご参照ください。移設等の詳細については、事業者決定後、設計業務段階で協議するものとします。
50	要求水準書	100	1	2. 事前調査	解体前の事前調査で貴市の要求水準書及び別添から想定が困難なものが発見された場合、その撤去、処分に関わる費用及び期間は別途ご協議いただけると考えてよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
51	要求水準書	105	9	2.5. その他残留物	現場見学において、既存管理棟解体前に熱媒体油(パーレルサーム、約6000L)の抜き取りが必要とのご説明を受けました。正式商品名と数量を改めてご教示いただけますでしょうか。また、既存管理棟に他に抜き取り処分が必要となる特殊な液体等はありませんでしょうか。	品名:パーレルサーム200 数量:約6,000リットル 上記以外には、要求水準書別添資料1-14に示したとおり、管理棟空調機の冷媒が存在します。

町田市熱回収施設等(仮称)本入札説明書等に関する確認事項への回答

番号	資料名	頁数	行数	項目	意見・質問	回答
52	要求水準書	125	29	2.5.実施設計業務_(7)	「(7) 実施設計段階において、市の要望による設計内容変更に伴い、実施設計費用が発生した場合、原則として、施設整備企業の負担する」とありますが、ここでいう「市の要望」とは要求水準書の範囲内であるとの認識でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。ただし、関係機関との協議において設計内容が変更となった場合には原則として、施設整備企業の負担とします。
53	要求水準書	132	16	14.建設廃棄物等の取扱	敷地の造成に伴って発生する残土(切土)について、周辺環境への影響を最小限(市外へのダンプカーによる残土搬出回数9000~10000台程度の削減)とする為、その一部を隣接する処分場または貴市発注の他建設工事現場等に仮置きをさせていただきませんか。 なお、仮置きした残土は、埋戻し土やストックヤード建設前に盛土として再使用する予定です。	残土仮置き場については、事業者にて候補地を検討してください。
54	要求水準書	140	11	1.対象業務範囲	実施方針に対する意見・質問等への回答No.67にて既にご回答を頂いております通り、新管理棟において、貴市関係職員にて使用される消耗品・什器・備品類は、貴市にて管理(補充・補修を含む)されるものと理解してよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。ただし、新工場棟は事業者の管理となります。
55	要求水準書	142	17	5.2.環境影響評価書の遵守	「施設運営期間中において環境影響評価書を遵守できるよう、熱回収施設等の運転管理業務及び維持管理業務を行うこと。」とありますが、現状「環境影響評価書」案しか公表されておりません。最終的な数値が記載された「環境影響評価書」を入札前にご提示頂きますよう、よろしく申し上げます。	現在、環境影響評価書案は東京都の環境影響評価審議会で審議中であり、最終的な環境影響評価書は提示できません。そのため、現時点では環境影響評価書案を遵守するものとしませんが、審議会等で意見が出ている環境影響評価書案に関する事項については【別紙8:評価書案に関する意見等】をご参照ください。
56	要求水準書	142	28	5.5環境保全協定等の遵守	「市が周辺住民と締結している、熱回収施設の施設運営に関する環境保全協定」とは、既設に関し貴市が締結している環境保全協定ではなく、本件熱回収施設等に関し貴市が締結される予定の環境保全協定のことであるとの理解でよろしいでしょうか。 また、当該協定は事業契約や要求水準書等で網羅される範囲であって、範囲外の業務を事業者が行う場合は、別途協議の対象としていただけたらとの理解でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
57	要求水準書	143	10	5.9.熱回収施設等を施設運営するための人員等の選任及び配置	「施設運営のための人員には、次に示すような有資格者が含まれるものとし、…」とありますが、示されている資格は参考であり、有資格者は、関係法令の遵守を前提とする限りにおいて、事業者提案にて必要な人員を配置すると理解してよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。ただし、提出書類にある業務実施体制IV-1に有資格者を確認できるように記載し、要求水準書に記載された有資格者を配置しない場合は、その理由について記載願います。
58	要求水準書	144	6	5.10.施設運営時のユーティリティ(2)通信・電話・テレビ	「新管理棟において使用される通信・電話・テレビの使用料については、運営事業者の負担とする」とありますが、新管理棟における通信・電話・テレビ等の利用状況は、事業者でコントロールできないため、当該費用を事業者にて見積ることは困難です。つきましては、応募者間の積算条件の公平性を確保するため、本事業で見込むべき通信・電話・テレビの使用料をご教示願います。	既存施設の通信・電話・テレビ受信等における2015年度の実績は約130万円になります。運営事業者の費用として、2015年度実績を参考に相当額を見込むものとします。
59	要求水準書	144	17	6.性能未達の場合の対応	6.1.~6.4.でいう性能の未達とは、表-5-1で示されている「停止基準」を上回る状況を指すものと理解してよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。ただし、6.3.については、監視基準値の設定についての記載となります。
60	要求水準書	144	17	6.性能未達の場合の対応	6.5.「…、機器の故障、運転の過失等による停止についても性能未達とする。」とありますが、事業者の責によらない機器の故障(不可抗力や大幅なごみ質の変化による機器の故障等)は、性能未達でないと理解してよろしいでしょうか。	事業者が「事業者の責によらない機器の故障(※)」と明らかにした場合のみとします。 ※補修計画及び補修実績の不備による機器の故障は、事業者の責によるものとします。
61	要求水準書	147	11	2.1.受入れ・供給設備の運転管理(1)搬入時間	「今後、搬入時間の変更等があった場合、運営事業者は市に協力すること」とありますが、当該協力により運営事業者が負担する人件費等が増加した場合は、協議の対象としていただけますでしょうか。	ご理解のとおりです。
62	要求水準書	147	13	2.1.受入れ・供給設備の運転管理(1)搬入時間	「さらに、毎月末に実施する委託業者…料金の請求書作成等の事務も行うこと」とありますが、請求書等の発送業務は貴市にて行うものと理解してよろしいでしょうか。(請求書等の発送にかかる費用を事業者で適正に見積もることは困難である為)	請求書の発送業務は市で行います。
63	要求水準書	147	15	2.1.受入れ・供給設備の運転管理(1)搬入時間	委託事業者、許可業者及び市民持込の搬入時間は「平日・土曜 8:30~16:30(1/1~3を除く)」とありますが、既存施設の受入時間と同様、午前11時30分~午後1時の間は、ごみの搬入はないと理解してよろしいでしょうか。	事業者提案によるものとします。
64	要求水準書	148	7	2.1.受入れ・供給設備の運転管理(4)適正処理困難物の排除と返還	「ただし、適正処理困難物をごみピット投入後に発見して…処理するものとする」とありますが、事業者が善管注意義務を果たした上で発生したものであって、不燃・粗大ごみ処理施設では処理できない処理困難物は、貴市にてご処分いただけないでしょうか。	適正処理困難物の処分については、運営業務委託契約書(案)第53条5項を準用します。
65	要求水準書	148	17	2.1.受入れ・供給設備の運転管理(4)適正処理困難物の排除と返還	「収集された燃やせるごみ…適正処理困難物は、搬入者が特定できた場合は、市に報告し、市が処分を行うこととする。」とありますが、運営業務委託契約書(案) p21 第53条3項では「運営事業者は、排除された処理不適物について排出者が特定できた場合は、原則として排出者に返還し、…」とあります。どちらが正であるか、ご教示下さい。	運営業務委託契約書(案) p21 第53条3項に記載された内容とします。
66	要求水準書	148	22	2.1.受入れ・供給設備の運転管理(5)搬入検査	「市が立会いのもと、運営事業者は許可業者の搬入検査を実施する。」とありますが、実施方針に対する意見・質問等への回答No.16にて既にご回答を頂いております通り、搬入検査の主体は貴市であり、運営事業者は貴市の指示のもと補助作業を行うものと理解してよろしいでしょうか。	展開検査、搬入指導は、市が主体となって立ち会い、実施します。検査に伴う補助作業等を事業者の業務範囲としています。
67	要求水準書	148	27	2.1.受入れ・供給設備の運転管理(6)市民持込ごみの対応	「年末年始等の繁忙期に、万が一、…市が近隣に確保する退避場所に退避させること」とありますが、退避場所の位置を具体的にご教示願います。また、繁忙期における当該退避場所の使用頻度及び搬入台数をご教示下さい。	退避場所については現在検討中です。 退避場所が必要となる繁忙期及び搬入台数については、【別紙4:搬入台数一覧】が現有施設の数値であり参考になりますが、2016年秋より直接搬入の対象物の変更を行うため、数値には変動が想定されます。

町田市熱回収施設等(仮称)本入札説明書等に関する確認事項への回答

番号	資料名	頁数	行数	項目	意見・質問	回答
68	要求水準書	153	11	表-5-3 【参考：熱回収施設等の運営に係る計測地点・採取地点】	本表の「ごみ処理」の区分にある「焼却灰」は、主灰との理解でよろしいでしょうか。	「焼却灰」は、焼却残さ（主灰及び飛灰、固化灰）とご理解ください。 なお、同表は参考とし、事業者決定後、設計業務段階で協議をした上、最終決定するものとします。
69	要求水準書	153	18	5.表-5-2【参考：熱回収施設等の運営に係る計測地点・採取地点】 ダイオキシン類、飛灰処理物	処理灰ピットにおける飛灰処理物（固化灰）中のダイオキシン類及び、処理物搬送コンベヤにおける飛灰処理物中の溶出量および含有量：アルキル水銀、…セレンの計測頻度は「1回/3ヵ月」とありますが、処理物搬送コンベヤは、エコセメント化施設での焼却残さの受入が中止となっている時に、稼働させるものであると理解しております。 よって、エコセメント化施設の受入が中止となり、処理物搬送コンベヤを稼働させた場合に限り、当該項目の計測を行えばよいと理解してよろしいでしょうか。 (例えば、エコセメント化施設の受入が、年に2回中止になった場合は、年に2回の計測で足りるとの理解でよろしいでしょうか。)	処理物搬送コンベヤの稼働については、ご理解のとおりです。 但し、東京たま広域資源循環組合に1回/3ヵ月ごとに報告するため、当該組合の受入中止にかかわらず測定が必要になります。 なお、同表は参考とし、事業者決定後、設計業務段階で協議をした上、最終決定するものとします。
70	要求水準書	153	25	5.表-5-3【参考：熱回収施設等の運営に係る計測地点・採取地点】 騒音、振動、悪臭	騒音、振動、悪臭の計測地点に「敷地境界（指定する場所）」、悪臭の計測地点に「脱臭装置出口（指定する場所）」とありますが、それぞれの計測地点は何ヶ所を想定されているかご教示下さい。	騒音・振動・悪臭は敷地の東西南北の4箇所とします。悪臭防止法及び都民の健康と安全を確保する環境に関する条例2号規制の悪臭については、1系統の脱臭装置出口で1箇所としますが、詳細は事業者決定後、設計業務段階で最終決定するものとします。
71	要求水準書	153	29	5.表-5-3【参考：熱回収施設等の運営に係る計測地点・採取地点】 悪臭	「メチル、イソブチルケトン」とありますが、メチルイソブチルケトンと読み替えてよろしいでしょうか。	「メチル、イソブチルケトン」を「メチルイソブチルケトン」に読み替えるものとします。
72	要求水準書	158	20	6.5.大雪時の対応	「運営事業者は、積雪により施設内に車両の搬入が困難な場合は、…自主的に除雪作業を行うこと。」とありますが、実施方針に対する意見・質問等への回答No.70で既にご回答を頂いております通り、除雪作業は、重機による除雪作業を含め、貴市が主体となって行うものと理解してよろしいでしょうか。	要求水準書に示すとおり、施設内に車両の搬入が困難な場合、敷地内については、運営事業者は自主的に対応するものとします。その際の重機等の使用についても、必要に応じて運営事業者により対応するものとします。なお、施設周辺の歩道については、市が主体となって対応するものとしますが、近隣住民への配慮として自主的に協力願います。
73	要求水準書	別添I-10	-	仮設蒸気配管設計図	仮設蒸気配管は既存出入口（南）以外は、地上露出配管になっています。仮設蒸気配管のレベル（推定TP+118～122m）は、造成レベル（TP+117m）よりも高く、新施設の出入口（西、南）を横断しており、折角設置していただいた仮設配管を施工中に大幅に付替える必要が生じる可能性があります。 ルートや埋設配管とする範囲について調整していただくことは可能でしょうか。	市で発注する仮設蒸気配管ルートや埋設配管とする範囲については調整できないものとします。ただし、事業者による付替えは事業者決定後、設計業務段階で協議するものとします。
74	要求水準書	添I-16	-	余熱利用実績	場外温水プールに送る蒸気の戻りについて、条件が不明です。 戻りの条件としては、提示頂いた熱量と蒸気供給量から判断すると、90℃程度のドレン水（飽和水）と想定されます。 今回は、上記の条件にて計画することでよろしいでしょうか。	90℃程度のドレン水（飽和水）と想定することとします。 なお、既存清掃工場では、一次蒸気圧力2.0MPaを0.7MPaに減圧して場外へ蒸気供給しており、60℃程度のドレン水（飽和水）が蒸気の戻りとなっています。
75	基本協定書(案)	10	5	別紙1 用語の定義15	「『入札説明書等』とは、本事業に関する入札手続において市が配布した一切の資料及び当該資料に係る質問回答書をいう。」とありますが、基本協定書(案)、基本契約書(案)、施設整備請負契約書(案)、運営業務委託契約書(案)に関する各質問回答は、それぞれの協定書及び契約書に含まれるという理解でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。協定書及びそれぞれの契約書に関して行った質問回答は協定書及びそれぞれの契約書において優先します。
76	基本契約書(案)	1	18	第4条1項、第4条2項、第4条第3項	本項において、基本協定及び入札説明書等の優先適用順位についても明らかにしていただけますでしょうか。	第4条第1項の優先適用順位は、基本契約、基本協定、入札説明書、要求水準書、事業者提案とします。 第4条第2項の優先適用順位は、基本契約、基本協定、施設整備請負契約、入札説明書、要求水準書、事業者提案とします。 第4条第3項の優先適用順位は、基本契約、基本協定、運営業務委託契約、入札説明書、要求水準書、事業者提案とします。 なお、各入札説明書等に関する質問回答の取り扱いについては、NO.75で回答したとおりとします。
77	基本契約書(案)	15	17	別紙1 用語の定義21	「『入札説明書等』とは、本事業に関する入札手続において市が配布した一切の資料及び当該資料に係る質問回答書をいう。」とありますが、基本協定書(案)、基本契約書(案)、施設整備請負契約書(案)、運営業務委託契約書(案)に関する各質問回答は、それぞれの協定書及び契約書に含まれるという理解でよろしいでしょうか。	NO.75をご参照ください。
78	施設整備請負契約書(案)	7	19	第4条1項	本項において、基本協定及び入札説明書等の優先適用順位についても明らかにしていただけますでしょうか。	NO.76をご参照ください。
79	施設整備請負契約書(案)	12	17	第16条2項	本項に基づく貴市による成果物及び熱回収施設の利用については、本事業の実施に必要な範囲で行われるとの理解でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。事業者のノウハウ等の保護に配慮すべき事項は、申出に応じ協議し、決定するものとします。
80	施設整備請負契約書(案)	37	16	第71条1項5号	本号において「第74条第1項」とあるのは、「第75条1項」の誤りでしょうか。	ご理解のとおりです。施設整備請負契約書(案)を修正します。
81	施設整備請負契約書(案)	46	31	別紙1 用語の定義28	「『入札説明書等』とは、本事業に関する入札手続において市が配布した一切の資料及び当該資料に係る質問回答書をいう。」とありますが、基本協定書(案)、基本契約書(案)、施設整備請負契約書(案)、運営業務委託契約書(案)に関する各質問回答は、それぞれの協定書及び契約書に含まれるという理解でよろしいでしょうか。	NO.75をご参照ください。
82	運営業務委託契約書(案)	1	19	第4条1項	本項において、基本協定及び入札説明書等の優先適用順位についても明らかにしていただけますでしょうか。	NO.76をご参照ください。
83	運営業務委託契約書(案)	7	16	第15条2項	本項に基づく貴市による運営業務成果物の利用については、本事業の実施に必要な範囲で行われるとの理解でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。事業者のノウハウ等の保護に配慮すべき事項は、申出に応じ協議し、決定するものとします。

町田市熱回収施設等(仮称)本入札説明書等に関する確認事項への回答

番号	資料名	頁数	行数	項目	意見・質問	回答
84	運營業務委託契約書(案)	17	7	第38条	本条3項、4項及び5項は、増加費用の負担に限った規定であって、これらが適用される場合であっても、増加費用以外の施設運営費については、運營業務委託契約書の各条項に基づき運営事業者を支払われるとの理解でよろしいでしょうか。	要求性能未達となっていない場合に限り支払いを行うものとします。
85	運營業務委託契約書(案)	21	32	第53条4項	本項につき、実施方針に対する意見・質問等への回答No.97でのご回答の通り、破碎処理設備で処理可能な処理不適物のみを処理することであって、熱回収施設等内で適正処理が不可能なごみ(家電4品目等)は、ストックヤード等に保管するものと理解してよろしいでしょうか。 また、要求水準書 p148 第5編 第2章 2.1.(4)では、「ただし、適正処理困難物を…、処理するものとする。」とありますが、同様に、実施方針に対する意見・質問等への回答No.97でのご回答の通り、本契約でいう「処理不適物」と要求水準書における「適正処理困難物」とは、同義と理解してよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。「処理不適物」は「適正処理困難物」に読み替えるものとします。
86	運營業務委託契約書(案)	27	11	第67条2項	本項に基づき減額される固定費の額は、事業者提案に示された計画年間売電電力量の90%が達成されていた場合に貴市が受け取ることができたであろう金額と貴市が実際に受け取った金額との差額との理解でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
87	運營業務委託契約書(案)	27	24	第68条2項	本項に基づき減額される固定費の額は、事業者提案に示された低圧蒸気の年間供給量の90%が達成されなかったことにより、貴市が特定供給先に支払った補償金の額との理解でよろしいでしょうか。 また、減額対象となる固定費は、第67条2項の場合と同じく当該事業年度第4四半期の固定費との理解でよろしいでしょうか。	固定費の減額は、事業者提案に示された低圧蒸気の年間供給量が90%を下回った分とします。減額を行うのは事業年度第4四半期の固定費です。 また、不足する低圧蒸気の供給量を補うため市が別に費用を負担した場合は、事業者が当該費用を負担することとなります。
88	運營業務委託契約書(案)	27	36	第69条2項	本項における減額とは、第60条2項に基づく減額との理解でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
89	運營業務委託契約書(案)	29	5	第72条2項	本項各号に掲げる事項については、運営事業者のノウハウ等の保護に配慮した扱いがなされると理解してよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。ノウハウ等に該当するかの判断は、協議によることとします。
90	運營業務委託契約書(案)	41	3	別紙3 施設運営費の算定方法(第75条関係)1	「処理対象物の処理量(t)」とは、熱回収、バイオガス化、不燃・粗大ごみ処理それぞれの施設で実際に処理したごみ量と考えてよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
91	運營業務委託契約書(案)	42	3	別紙4 施設運営費の見直し(第76条関係)1	本項※2の「確報値」につき、確報値は定期的に遡及訂正されますが、これに基づく見直しは行わないとの理解でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
92	運營業務委託契約書(案)	42	26	別紙4 施設運営費の見直し(第76条関係)4	「変動費の算出にあたっては計画処理量を用いるものとする」とありますが、ここでいう「変動費」とは、変動費単価を指すとの理解でよろしいでしょうか。	変動費とは、別紙3に示すとおり、変動費単価(円/t)×処理対象物の処理量(t)となります。
93	提出図書の記載要綱	9	29	I-2 施設全体の外観デザインの考え方	「①・②については案ごとに作成し、それぞれA3版1枚にまとめること。また、③・④についてはそれぞれ2枚以内にまとめること」とありますが、①を1枚、②を1枚、③を2枚、④を2枚作成し合計A3版6枚の中の①、②の2枚で外観デザインの3案について記載することよろしいでしょうか。 本地域性や環境、計画内容を考慮した「外観デザインコンセプト」はデザインが3案でも一つとなります。 一つの「外観デザインコンセプト」に対して3つの考え方で3案を作成するので①や②などの考え方は、概ね3案とも同じものとなります。その中で、3案を比較検討した①・②を作成することを考えております。	①・②についてはご理解のとおりです。③・④についてはそれぞれA4版2枚以内となります。
94	提出図書の記載要綱	11	17	I-7-1 高効率発電及び売電の方策	「①～⑤についてはそれぞれ2枚以内にまとめること。」とありますが、④については、<指定様式15> I-7-1に従い、A3版を1枚提出するものと考えてよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
95	提出図書の記載要綱	13	36	IV-2 ライフサイクルコストを低廉化させるための基本的な方策	「①については4枚以内、②～③については2枚以内にまとめること。」とありますが、④については特にご指示がございませんので、A4×2枚以内と考えてよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
96	提出図書の記載要綱	15	29	提出方法	「非価格要素審査資料及び基礎審査資料は、指定番号通りにA4縦長及びA3横長左綴じ片面印刷により提出」とありますが、非価格要素審査資料と基礎審査資料はそれぞれ別冊としてよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
97	提出図書の記載要綱	15	29	提出方法	「非価格要素審査資料及び基礎審査資料は、指定番号通りにA4縦長及びA3横長左綴じ片面印刷により提出」とありますが、冊子はA4縦長サイズとし、A3サイズの用紙については、A4折り(Z折り)して綴じ込むものと考えてよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。なお、基礎審査資料については、別途、チェックリストを入札参加者に配布するものとし、追加資料として物質収支・熱収支・水収支・用役収支等の収支計算書を提示してください。
98	様式集	-	-	様式14 I-11～II-4-5	余熱利用計画、損益計算書、資金収支計算書、市の払う対価、財務計画計算書類等の記入に際し、20年間の処理ごみ量は要求水準書「1-3-4. 計画処理条件」(p10)に記載されている下記量と考えればよろしいでしょうか。 熱回収施設 : 63,000t/年 バイオガス化施設 : 18,000t/年 不燃・粗大ごみ処理施設 : 9,000t/年	ご理解のとおりです。
99	様式集	-	-	様式14 I-11 余熱利用計画	指定様式中に記載のピーク時間・昼間時間・夜間の定義は、東京電力電気需給約款[特別高圧]に従い、下記時間帯と考えてよろしいでしょうか。 ピーク時間：夏季(7月～9月)の平日(土曜日を含む)の午後1時から午後4時 昼間時間：平日(土曜日を含む)の午前8時から午後10時 夜間：ピーク時間および昼間時間以外	東京電力エナジーパートナー(株)電気需給約款[特別高圧](平成28年4月)のとおりです。 ※「意見・質問」に加え、当該約款における昼間時間帯ただし書き以降(ピーク以外、休日等)を考慮願います。